

団体信用生命保険身体障害保障特約における 保険金等支払関係の主な規定内容（抜粋）

（注）本内容は、保険金等のご請求やお支払いに関するお客さまのご理解をサポートするための一助として、掲記約款のなかから、保険金等のご請求やお支払いに関する主な規定を抜粋したものです。（当該約款の全ての規定を記載しているものではありません。）

この特約の趣旨

この特約は、団体信用生命保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加し、信用供与機関である債権者または信用保証機関が、債務者および連帯保証人の身体障害者福祉法に基づく所定の状態に際し支払われる身体障害保険金をもってその債務者および連帯保証人に対する賦払債権の回収を確実にを行い、また債務者および連帯保証人の賦払債務償還中の生計の安定を図ることを目的とするものです。

第11条（身体障害保険金の支払）

- ① 当社は、この特約の被保険者が、協議により定めたその被保険者についてのこの特約の保険期間中に、次の各号をすべて満たしたときは、所定の身体障害保険金を主契約の保険金受取人に支払います。
 1. その被保険者の特約の責任開始日（復活が行われた場合の特約については、最後の復活の際の責任開始の時。以下同じ。）以後の傷害または疾病を原因として、身体障害者福祉法に定める障害の級別が1級または2級の障害に該当したとき（その被保険者の特約の責任開始日以後の傷害または疾病を原因として、その被保険者が、身体障害者福祉法に定める2つ以上の障害（以下「複数障害」といいます。）に重複して該当したことにより、その複数障害につき、同法に基づき各々の障害の該当する級別以上の級別に認定され、その複数障害が1級または2級の障害に該当した場合も含みます。）
 2. 前号に定める障害に対して、同法に基づき、障害の級別が1級または2級である身体障害者手帳の交付があったとき
- ② 前項の規定により身体障害保険金が支払われた場合には、主契約およびこの特約のその被保険者に対する部分は、その被保険者が前項の支払事由に該当した時に消滅します。
- ③ この特約の被保険者が身体障害者福祉法に定める複数障害に重複して該当し、その複数障害のうちの一部が第15条（身体障害保険金を支払わない場合）各号の規定により身体障害保険金が支払われないこととなる障害であり、その複数障害が同法に基づき各々の障害の該当する級別以上の級別に認定されたことにより、保険期間中に障害の級別が1級または2級である身体障害者手帳の交付があった場合は、次の各号のとおり取り扱います。
 1. 第15条各号の規定により身体障害保険金が支払われないこととなる障害以外の障害が、同法に定める障害の級別が1級または2級の障害に該当する場合は、その障害については、本条および第15条第5号ただし書の規定を適用します。
 2. 第15条各号の規定により身体障害保険金が支払われないこととなる障害以外の障害が、同法に定める障害の級別が3級以下の障害に該当する場合は、当社は、身体障害保険金を支払いません。

第12条（身体障害保険金の請求手続）

- ① 保険契約者は、前条に定める身体障害保険金の支払事由が生じたことを知った場合には、すみやかに当会社に通知してください。
- ② 主契約の保険金受取人は、この特約の被保険者が身体障害保険金の支払事由に該当したことを知った日から起算して2か月以内に、当会社に次の書類を提出して身体障害保険金を請求してください。ただし、正当の事由があれば、2か月以内に提出できなくてもさしつかえありません。
 1. 当社所定の身体障害保険金支払請求書
 2. その被保険者の身体障害者手帳の写し
 3. 当社所定の様式による医師の診断書
 4. その被保険者の住民票
- ③ 当社は、前項以外の書類の提出を求め、または前項の提出書類の一部の省略を認めることがあります。
- ④ 主約款の規定によって死亡保険金が支払われた場合には、以後当社はこの特約のその被保険者について身体障害保険金を支払いません。また、この特約の規定によって身体障害保険金が支払われた場合には、以後当社はその被保険者について死亡保険金を支払いません。

第14条（身体障害保険金の支払の時期および場所）

身体障害保険金の支払の時期および場所については、主約款の保険金の支払の時期および場所に関する規定を準用します。

第15条（身体障害保険金を支払わない場合）

次の各号のいずれかにより第11条（身体障害保険金の支払）第1項第1号に定める障害に該当したときには、当会社は、身体障害保険金を支払いません。

1. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
2. 主契約の保険金受取人の故意または重大な過失。ただし、その保険金受取人が身体障害保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の主契約の保険金受取人に支払います。
3. 被保険者の犯罪行為
4. 被保険者の薬物依存（備考に定めるところによります。）
5. 戦争その他の変乱。ただし、戦争その他の変乱により第11条第1項第1号に定める障害に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めた場合には、その程度に応じ、身体障害保険金を支払い、または身体障害保険金を削減して支払います。

第16条（告知義務違反による解除）

- ① 保険契約者が、故意または重大な過失によって、第5条（告知義務）の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、当社は、将来に向かってその告知を求めた事項の内容に応じてこの特約またはこの特約のその被保険者に対する部分を解除することができます。
- ② この特約の被保険者が、故意または重大な過失によって、第5条の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、当社は、将来に向かってこの特約のその被保険者に対する部分を解除することができます。
- ③ 身体障害保険金の支払事由が生じた後においても、当社は、前2項の規定によってこの特約またはこの特約のその被保険者に対する部分を解除することができます。この場合には身体障害保険金を支払いません。また、すでに身体障害保険金を支払っているときには、当社は、その返還を請求できます。
- ④ 前項の規定にかかわらず、保険契約者または保険金受取人が、身体障害保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実に基づかないことを証明した場合には、当社は、身体障害保険金を支払います。
- ⑤ 次の各号のいずれかの場合には、当社は、第1項または第2項の解除をすることはできません。
 1. この特約の締結またはこの特約の被保険者となる際に、当社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
 2. 保険媒介者が、保険契約者またはこの特約のその被保険者が第5条に定める告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、保険契約者またはこの特約のその被保険者に対し、第5条に定める告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- ⑥ 前項第2号および第3号の規定は、当該各号に定める保険媒介者の行為がなかったとしても保険契約者またはこの特約のその被保険者が第5条の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
- ⑦ 本条の解除権は、次の各号のいずれかの場合に消滅します。
 1. 当社が解除の原因を知った日の翌日から1か月以内に解除しなかったとき
 2. この特約の締結日またはその被保険者の特約の責任開始日から起算して2年を超えて継続したとき。ただし、この特約の締結日またはその被保険者の特約の責任開始日から起算して2年以内に解除の原因となる事実により第11条（身体障害保険金の支払）第1項第1号に定める障害に該当しているとき（特約の責任開始日前に原因が生じていたことにより、身体障害保険金が支払われない場合を含みます。）を除きます。

第17条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

第26条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

備考

1. 特約の責任開始日以後の傷害または疾病を原因とする障害
特約の責任開始日前の傷害または疾病に特約の責任開始日以後の傷害または疾病が加わったことによりこの特約の被保険者が特約の責任開始日以後の障害に該当している場合で、特約の責任開始日以後の傷害または疾病がその責任開始日以後の障害に与える影響が軽微である場合（その責任開始日以後の障害の重大性からみて、特約の責任開始日以後の傷害または疾病のみでは、医学的にはその責任開始日以後の障害を生じさせるような原因には通常は

ならないと判断される場合をいいます。)は、特約の責任開始日以後の傷害または疾病を原因とする障害として取り扱いません。

2. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。